○ 総務省告示第 号

和二年総務省告示第四百十一号)の一部を次のように変更する。電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画(令

令和 年 日 日

総務大臣 金子 恭之

対象規定」という。)は、これを加える。の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定(以下「次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定

変 更 後	変 更 前
第2 周波数割当表	第2 周波数割当表
[1~7 略]	[1~7 同左]
[第1表~第3表 略]	[第1表~第3表 同左]
[国内周波数分配の脚注 略]	[国内周波数分配の脚注 同左]
[別表1-1~8-10 略]	[別表1-1~8-10 同左]
別表 9 一 1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用特定小電力無線局の周波数	別表 $9-1$ テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用特定小電力無線局の周波数
表	表
[略] [略]	[同左] [同左] [同左]
915.9- 一の単位 916MHz以上928MHz以下の周波数であって、916MHz及び916MHzに	915.9- 一の単位 916MHz以上928MHz以下の周波数であって、916MHz及び916MHzに
928. 1MHz チャネル 200kHzの自然数倍を加えたもの	928. 1MHz チャネル 200kHzの自然数倍を加えたもの
帯の周波 を使用す	帯の周波 を使用す
数の電波 るもの	数の電波 るもの
を使用す	を使用す
る無線設	る無線設
備	備
車続する 915.9MHzに100kHzの n 倍を加えたもの以上928.1MHzから100kHzの	連続する 916.1MHz以上927.9MHz以下の周波数であって、916.1MHz及び
二以上五 n倍を減じたもの以下の周波数であって、915.9MHzに100kHzのn	二の単位 916.1MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
以下の単 倍を加えたもの及びこれに200kHzの自然数倍を加えたもの(注)	チャネル
位チャネ	を同時に
ルを同時	使用する
に使用す	もの
るもの	連続する 916. 2MHz以上927. 8MHz以下の周波数であって、916. 2MHz及び
連続する 920.5MHzに100kHzの n 倍を加えたもの以上928.1MHzから100kHzの	三の単位 916. 2MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
六以上二 n倍を減じたもの以下の周波数であって、920.5MHzに100kHzのn	チャネル
○以下の 倍を加えたもの及びこれに200kHzの自然数倍を加えたもの(注)	を同時に
単位チャ	使用する
ネルを同	もの
時に使用	連続する 916.3MHz以上927.7MHz以下の周波数であって、916.3MHz及び
するもの	四の単位 916.3MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの

					チャネル を同時に 使用する	
						916. 4MHz以上927. 6MHz以下の周波数であって、916. 4MHz及び 916. 4MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
					チャネル を同時に 使用する もの	
9.7MHz の周波	チャネル を使用す	928. 15MHz以上929. 65MHz以下の周波数であって、928. 15MHz及び 928. 15MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの			一の単位 チャネル を使用す	928. 15MHz以上929. 65MHz以下の周波数であって、928. 15MHz及び 928. 15MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
る無線設 二備	連続する 二以上五	「る 928.1MHzに50kHzのn倍を加えたもの以上929.7MHzから50kHzのn 上五 倍を減じたもの以下の周波数であって、928.1MHzに50kHzのn倍 の単 を加えたもの及びこれに100kHzの自然数倍を加えたもの(注) マネ	を使用す	を使用す る無線設 備	連続のヤ同なが、単れないでは、単れないでは、単れないでは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これ	928. 2MHz以上929. 6MHz以下の周波数であって、928. 2MHz及び 928. 2MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	に使用するもの					928. 25MHz以上929. 55MHz以下の周波数であって、928. 25MHz及び 928. 25MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
						928. 3MHz以上929. 5MHz以下の周波数であって、928. 3MHz及び 928. 3MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの

			使用する もの		
				928. 35MHz以上929. 45MHz以下の周波数であって、928. 35MHz及び 928. 35MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの	
			を同時に 使用する もの		
[略] [略]		[同左]	[同左]	[同左]	
主 nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数		[新設]		_	
別表 9 — 2 ~11 — 3 略]		[別表9-2~11-3 同左]			
国際周波数分配の脚注 略]			[国際周波数分配の脚注 同左]		